大規模小売店舗の立地に関する事前協議 および地域貢献に関するガイドライン

ガイドライン策定の趣旨

滋賀県は、高度経済成長期以降、市街地を拡大しながら、人口や人口密度が増加し続けてきましたが、今後人口は減少に転じることが予想されており、老年人口の割合も増加し続けています。

また、自動車を主な移動手段とするライフスタイルが定着しており、公共施設をはじめとした都市機能の郊外への立地や移転も進んでいます。

滋賀県商業の年間販売額は、平成 11 年をピークに減少傾向が続いていますが、大規模小売店舗は、年間販売額では約 35%、売場面積では約 55%を占めるまでになっており、近年における出店は、大部分が郊外への立地となっています。

かつての滋賀県の中心市街地は、商業機能に加え、住宅、オフィス、公共施設等の様々な都市機能が集積し、独自の歴史や文化を育んできた「まちの顔」であり、また、「地域コミュニティの中心」として、地域活力の向上や豊かな県民生活の実現に大きな役割を果たしてきました。

しかし、モータリゼーションの進展によるライフスタイルの変化や、大規模小売店舗の郊外出店に見られる都市機能の郊外化は、商店街をはじめとする中心市街地の衰退を招いており、地域の社会・経済やコミュニティ機能等への影響も懸念されています。

特に大規模小売店舗の郊外出店に関しては、「まちづくり三法」の見直しにより、一定の規制がかかってきたものの、基本的には、市町のまちづくりの考え方、具体的には都市計画に基づく土地利用計画に委ねられることから、1万㎡を超える大型店の出店も可能となっています。こうした出店による周辺住民の生活環境への影響をできるだけ少なくするとともに、地域社会との共存のための一定の秩序が必要です。

平成 19 年度の県政世論調査では、約 8 割が「中心市街地を活性化する取り組みが必要である」と回答している一方、約 6 割が新規に出店する大型店に対するさらなる規制が「必要」と回答しています。

このため、滋賀県では外部委員を含む「滋賀県地域商業検討会」において、大規模小売店舗出店による生活環境への影響を最小限に抑えるための「事前協議」と、現代にも通じる近江商人の「三方よし」の精神(下記)を活かした地域社会との共存のための「地域貢献」について議論を重ね、これをガイドラインという形で示すこととしました。

このガイドラインは、「大規模小売店舗の立地に関する事前協議の方針」と「大規模小売店舗による地域貢献の方針」の二つの方針により構成しています。

「三方よし」の精神・・・300年前から全国で活躍してきた近江商人が、自らの利益や保身を考える前に、地域を大切に思う心や行動を大切にすることで、長い繁栄を築いてきた。 このような近江商人の精神をいう。

大規模小売店舗の立地に関する事前協議の方針

この方針の目的は、大規模小売店舗の立地について、大規模小売店舗立地法(以下「大店立地法」という。)に基づく届出よりも早い段階で、地域住民等からの意見を踏まえた事前協議の仕組みをつくることにより、立地に伴う生活環境への影響を最小限に抑えることにあります。

1 対象となる店舗等

(1)対象となる店舗

この方針で対象とするのは、大店立地法に規定する大規模小売店舗のうち、以下のものとします。

新設(既存の建物が用途変更により大規模小売店舗となる場合を含む。以下同じ。)するものであって、店舗面積(大店立地法に規定する店舗面積をいう。以下同じ。)が10,000㎡以上のもの

既存の小売店舗または付則の経過措置により対象外となる店舗であって、店舗面積を 10,000 ㎡以上増床するもの

(2)届出が必要な者

この方針により届出していただくのは、大規模小売店舗の設置者(以下「設置者」という。)とします。

2 事前届出書等の提出

(1)提出時期等

滋賀県土地利用に関する指導要綱(以下「指導要綱」という。)の対象となるものについては、指導要綱による主要な関係機関(交通問題に関係する機関をいう。以下同じ。)との事前調整(審査)の終了後、県から連絡しますので、連絡後速やかに事前届出書を県に提出してください。

なお、指導要綱の対象とならないものについては、以下の許可権者が事前調整(審査)制度を設けている場合は、主要な関係機関との事前調整(審査)の終了後速やかに提出してください。

ただし、許可権者が事前調整(審査)制度を設けていない場合は、以下の最も早い手続開始の3ヶ月前までに提出してください。

- ・開発許可申請
- ・農地転用許可申請
- ・建築確認申請

(2)提出書類

事前届出書(別記様式第1号)

(アからクまでの項目については、必ず記入してください。予定可)

- ア 店舗の名称
- イ 店舗の所在地
- ウ 敷地面積
- エ 店舗面積(物販店舗の面積)
- 才 営業時間
- 力 駐車場台数
- キ 周辺交差点の交通量予測(根拠資料を添付してください。)
- ク スケジュール(必要な法定手続、着工・開業予定年月日等)

- ケ 核店舗の名称・業態
- コ 物販以外のサービス店舗の名称・業態・面積

添付図面(必ず添付してください。)

- ア 広域位置図(予定集客範囲を図示)
- イ 建物配置図・店舗周辺図
- ウ 来退店経路図

事前説明会開催計画書(別記様式第2号)

(3)事前届出書等の公表

提出のありました事前届出書および事前説明会開催計画書は、提出後速やかに県のホームページ上で公表します。

また、事前届出書、添付図面および事前説明会開催計画書は、県(商業振興課、県民情報室) 大規模小売店舗の立地する市町(以下「立地市町」という。)および大規模小売店舗の敷地境界から1kmの範囲内に県内の他の市町の区域が含まれる場合(以下「広域案件」という。)の当該市町において自由に閲覧できるようにします。

3 事前説明会の開催

(1)開催時期

設置者は、事前届出書の提出後、3週間以内に説明会を開催してください。

なお、環境アセスメントについての説明会を同時期に開催する場合は、両方の説明会を 同時に開催することも可能です。

(2)開催場所

立地市町において開催してください。

ただし、広域案件に該当する場合は、当該市町においても開催するようお願いする場合があります。

(3)開催内容

設置者は、事前届出書(添付図面を含む。)の内容を説明してください。

(4)周知方法

設置者は、大規模小売店舗の敷地境界から1kmの範囲内の住民に対し、新聞広告等の方法により、開催日の1週間前までに説明会の開催を周知してください。

(5)開催結果報告

設置者は、説明会開催後速やかに事前説明会開催結果報告書(別記様式第3号)を県に 提出してください。

4 市町・住民意見の提出

(1)意見提出の時期

立地市町、広域案件に該当する場合の当該市町および住民等は、説明会開催後、3週間以内に当該事前届出書(添付図面を含む。)に関する意見を県に提出することができます。

(2)意見内容の公表

県は、提出された意見をとりまとめた後、速やかに意見の概要を県のホームページ上で 公表します。 また、県(商業振興課、県民情報室)、立地市町および広域案件に該当する場合の当該市町において自由に閲覧できるようにします。

5 県の意見

(1)意見提出の時期

県は、市町、住民等からの意見を参考として、予め専門家の意見を聴いた上で、指導要綱に基づく県の意見と調整を図りながら、事前届出書の提出日から2ヶ月以内に設置者に対し、意見がある場合は意見を提出し、意見がない場合は、その旨を通知します。

(2)意見内容の公表

県は、設置者に提出した意見を、提出後速やかに県のホームページ上で公表します。 また、県(商業振興課、県民情報室) 立地市町および広域案件に該当する場合の当該 市町において自由に閲覧できるようにします。

設置者は、県からの意見に十分配慮した上で、大店立地法に基づく届出を行ってください。

6 その他

上記各項目によりがたい場合は、県と設置者が協議して対応するものとします。

7 付則

この方針は、平成21年4月1日(以下「施行日」という。)から施行します。 なお、施行日現在、以下に該当する場合は、この方針を適用しません。

2(1)の指導要綱の対象となる大規模小売店舗(店舗面積が10,000 m以上のものに限る。)であって、関係機関との事前調整が既に終了しているもの

2(1)の指導要綱の対象とならない大規模小売店舗(店舗面積が 10,000 ㎡以上のものに限る。)であって、施行日から2(1)に掲げる許可申請の手続開始までの期間が3ヶ月よりも短くなっているもの、または当該許可権者が事前調整(審査)制度を設けている場合であって、事前調整(審査)が既に終了しているもの

付則

この改正は、平成21年7月1日から施行します。

大規模小売店舗による地域貢献の方針

この方針の目的は、地域住民の日常生活と密接に関わる事業活動を営む地域密着型産業である大規模小売店舗が、積極的な地域貢献をしやすい仕組みをつくり、地域社会と大規模小売店舗とが共存していくことにあります。

1 対象となる店舗等

(1)対象となる店舗

この方針で対象とするのは、大規模小売店舗立地法(以下「大店立地法」という。)に規定する大規模小売店舗のうち、以下のものとします。

新設(既存の建物が用途変更により大規模小売店舗となる場合を含む。以下同じ。)するものであって、店舗面積(大店立地法に規定する店舗面積をいう。以下同じ。)が10.000 ㎡以上のもの

既存の小売店舗であって、店舗面積が 10,000 m²未満のものが、増床により、10,000 m²以上となるもの

既存の小売店舗であって、店舗面積が10,000㎡以上であるもの

(2)届出が必要な者

この方針により、大規模小売店舗の設置者(以下「設置者」という。)が当該大規模小売店舗に入居する店舗について作成し届出してください。

2 地域貢献計画書(案)等の提出

(1)提出時期

設置者は、新設または増床の場合は、その開店の日までに県に地域貢献計画書(案)(別記様式第4号)を提出してください。

(2)地域貢献計画書(案)の内容

店舗の名称

店舗の所在地

店舗面積

地域貢献活動の概要

(貢献項目別、活動内容、実施時期、新規・継続別)

(3)地域貢献計画書(案)の公表

県は、提出された地域貢献計画書(案)の概要を、速やかに、県のホームページ上で公表 します。

また、県商業振興課および県民情報室において自由に閲覧できるようにします。

3 地元団体等との協議

(1)開催時期

設置者は、新設または増床の場合は、地域貢献計画書(案)提出後、3週間以内に以下の地元団体等との協議(以下「協議」という。)を実施してください。

地元自治会(大規模小売店舗が立地する自治会。ただし、当該自治会が明確でない場合は、立地によって最も生活環境に影響が懸念される自治会)

大規模小売店舗が立地する商工会議所(商工会議所法に定める商工会議所をいう。) または商工会(商工会法に定める商工会をいう。)

大規模小売店舗が立地する市町

大規模小売店舗の敷地境界から1kmの範囲内に県内の他の市町の区域が含まれる場合(以下「広域案件」という。)の当該市町および商工会議所または商工会

(2)協議結果報告

設置者は、協議実施後速やかに、地元協議実施報告書(別記様式第5号)を県に提出してください。

4 地域貢献計画書

(1)提出時期

設置者は、新設または増床の場合にあっては、地元団体等との協議実施後1ヶ月以内に、 当該協議結果を踏まえた地域貢献計画書(別記様式第4号)を、1(1) に該当する既 存の小売店舗の場合は、平成21年9月30日までに地域貢献計画書を県に提出してくだ さい。

(2)計画内容の公表

県は、提出された地域貢献計画書の概要を、速やかに県のホームページ上で公表します。 また、県商業振興課および県民情報室において自由に閲覧できるようにします。

(3)計画変更

設置者は、既に提出した地域貢献計画書を変更する場合は、その都度、変更後の地域貢献計画書を県に提出してください。

県は、提出された地域貢献計画書を、速やかに県のホームページ上で公表します。 また、県商業振興課および県民情報室において自由に閲覧できるようにします。

5 地域貢献活動の実績報告

(1)報告書の提出時期

設置者は、4(1)の地域貢献計画書を提出後の最初の1営業年度の終了日から2ヶ月 以内に、地域貢献活動報告書(別記様式第6号)を県に提出してください。ただし、報告 内容に変更が生じた場合は、その都度、変更後の地域貢献活動報告書を提出してください。

また、自主的に毎年度報告書が提出される場合には、県はこの方針に基づき同様の手続きを行います。

(2)報告書の内容

担当窓口

営業年度

地域貢献活動の内容

(3)報告内容の公表

県は、提出された地域貢献活動実績報告書の概要を、速やかに県のホームページ上で公表します。

また、県商業振興課および県民情報室において自由に閲覧できるようにします。

6 表彰制度

県は、地域貢献活動が優れた成果をあげた設置者を表彰する制度を設けます。

7 付則

この方針は、平成21年4月1日から施行します。

なお、この方針の1(1)に定める以外の大規模小売店舗であっても、この方針に基づく地域貢献計画書の提出等があった場合に、県はこの方針に基づき、同様の手続を行います。

付則

この改正は、平成21年7月1日から施行します。

事前届出書

滋賀県知事 あて

年 月 日

設置者名

(法人にあっては、名称および代表者の氏名) 住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

大規模小売店舗の立地に関する事前協議および地域貢献に関するガイドライン 2(2)の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1	1 店舗の概要													
	店舗名称													
•	所 在 地													
•	敷 地 面 積						m²	店舗	浦面積					m²
=	駐車場台数						台			うち	増床面積	(m²)
•	建築着工予定日			日	年		月	Ī	開店予定	日		年	月	日
	開店時間				時	分		F	閉店時	間			時	分
	核店舗の名称							核	核店舗の	業態				
	#	勿販サ	ービス以外	のサ	ービス店	舗								
		名称												
			業態						店舗面	積				m²
2	周記	辺交差点の交通量		予測				•						
		平日 流入方向												
	[交差点名]	開店前	車線											
			交通容量比											
			需要率				1					II.		
		開店後	車線											
			交通容量比											
			需要率				•							
		休日	流入方向											
		開店前	車線											
			交通容量比											
			需要率				•			•		•		
		開店後	車線											
			交通容量比											
			需要率											
3	3 スケジュール			開発	許可申請			月	頃	建築確認	 以申請		月	頃
()				その	他 (I)	 月 頃		

《添付書類》 1 ・広域位置図(予定集客範囲を図示) 2 ・建物配置図・店舗周辺図

3・来退店経路図 4・交通量予測資料

《提出部数》 15部

事前説明会開催計画書

年 月 日

滋賀県知事 あて

設置者名

(法人にあっては、名称および代表者の氏名) 住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

大規模小売店舗の立地に関する事前協議および地域貢献に関するガイドライン 2(2) の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

,	1 店舗の名称	
2	2 店舗の所在地	
11	Β 開催計画の概要	
	(1)開催日時	
	(2)開催場所 (会場名・所在地)	
	(3)周知範囲および 周知方法	

《添付書類》

- 1 説明会で配布予定の説明資料
- 2 説明会の開催広告を行う予定の新聞掲載(案)または折込チラシ(案)など

《提出部数》 2部 (広域案件の場合は、地元市町以外の部数を加えてください。)

事前説明会開催結果報告書

年 月 日

滋賀県知事 あて

設置者名

(法人にあっては、名称および代表者の氏名) 住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

大規模小売店舗の立地に関する事前協議および地域貢献に関するガイドライン 3(5)の規定に基づき、下記とおり提出します。

記

1 店舗の名称	
2 店舗の所在地	
3 実施状況の概要	
(1)開催日時	
(2)開催場所 (会場名・所在地)	
(a) III Et 2	説明者名
(3)出席者	参加者数
(4)説明会の概要	
(5)質疑応答の内容	
(6)その他	

《添付資料》

- 1 配付資料
- 2 出席者名簿
- 3 その他参考となる資料

《提出部数》

2部 (広域案件の場合は、地元市町以外の部数を加えてください。)

地域貢献計画書(案)

年 月 日

滋賀県知事 あて

設置者名

(法人にあっては、名称および代表者の氏名) 住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

大規模小売店舗の立地に関する事前協議および地域貢献に関するガイドライン 2(1)の規定に基づき、下記の通り提出します。

記

- 1 店舗の名称
- 2 店舗の所在地
- 3 店舗面積(小売店舗の用途に供する部分の床面積) ㎡
- 4 施設の概要核テナントその他の主なテナント
- 5 営業年度

毎年 月 日~ 月 日

- 6 地域貢献活動担当窓口
 - (1) 部署名
 - (2) 担当者職・氏名
 - (3) 連絡先電話番号
 - (4) Eメールアドレス
- 7 地域貢献活動の概要 別紙のとおり

《提出部数》 2部(広域案件の場合は、地元市町以外の部数を加えてください。)

別紙(地域貢献計画・実績)

別紙(地域貢献計画	計画内容	実施	取組	区分
	(具体的に記入)	時期	新規	継続
1	計画			
	実績			
2	計画			
	実績			
3	計画			
	実績			

行が不足する場合は、適宜追加してください。 参考となる資料がある場合は、添付してください。

地域貢献計画書

年 月 日

滋賀県知事 あて

設置者名

(法人にあっては、名称および代表者の氏名) 住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

大規模小売店舗の立地に関する事前協議および地域貢献に関するガイドライン 4(1)の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 店舗の名称
- 2 店舗の所在地
- 3 店舗面積(小売店舗の用途に供する部分の床面積) m²
- 4 施設の概要 核テナント企業 その他の主なテナント
- 5 営業年度

毎年 月 日~ 月 日

- 6 地域貢献活動担当窓口
 - (1) 部署名
 - (2) 担当者職・氏名
 - (3) 連絡先電話番号
 - (4) E メールアドレス
- 7 地域貢献活動の概要 別紙のとおり

《提出部数》 2部 (広域案件の場合は、地元市町以外の部数を加えてください。)

別紙(地域貢献計画・実績)

別紙(地域貢献計画・第	計画内容	実施	取組	区分
貢献項目	(具体的に記入)	時期	新規	継 続
1	計画			
	実績			
2	計画			
	実績			
3	計画			
	実績			

行が不足する場合は、適宜追加してください。 参考となる資料がある場合は、添付してください。

地域貢献計画変更届出書

年 月 日

滋賀県知事 あて

設置者名

(法人にあっては、名称および代表者の氏名) 住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

大規模小売店舗の立地に関する事前協議および地域貢献に関するガイドライン 4(3)の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 店舗の名称
- 2 店舗の所在地
- 3 変更年月日
- 4 変更した事項(1) (変更前) (変更後)
- 5 変更する理由
- (1) 変更後の地域貢献計画書(別記様式第4号)の別紙を添付願います。

《提出部数》 2部(広域案件の場合は、地元市町以外の部数を加えてください。)

地元協議実施報告書

年 月 日

滋賀県知事 あて

設置者名

(法人にあっては、名称および代表者の氏名) 住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

大規模小売店舗の立地に関する事前協議および地域貢献に関するガイドライン 3(2)の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 店舗の名称	
2 店舗の所在地	
3 地元協議の概要	
(1)開催日時	
(2)開催場所 (会場名・所在地)	
(3)出席者	説明者名
(*) Шир П	地元団体等出席者名
(4)協議の概要	
(5)その他	

《添付資料》

- 1 配付資料
- 2 その他参考となる資料
- 《提出部数》 2部 (広域案件の場合は、地元市町以外の部数を加えてください。)

地域貢献活動報告書

年 月 日

滋賀県知事 あて

設置者名

(法人にあっては、名称および代表者の氏名) 住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

大規模小売店舗の立地に関する事前協議および地域貢献に関するガイドライン 5(1)の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 店舗の名称
- 2 店舗の所在地
- 3 地域貢献活動担当窓口
 - (1) 部署名
 - (2) 担当者職氏名
 - (3) 連絡先電話番号
 - (4) Eメールアドレス
- 4 地域貢献活動の実績 別紙のとおり

《提出部数》 2部 (広域案件の場合は、地元市町以外の部数を加えてください。)

地域貢献活動変更報告書

年 月 日

滋賀県知事 あて

設置者名

(法人にあっては、名称および代表者の氏名) 住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

大規模小売店舗の立地に関する事前協議および地域貢献に関するガイドライン 5(1)の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 店舗の名称
- 2 店舗の所在地
- 3 変更年月日
- 4 変更した事項(1) (変更前) (変更後)
- 5 変更する理由
- (1) 変更後の地域貢献活動報告書(別記様式第6号)の別紙を添付願います。

《提出部数》 2部(広域案件の場合は、地元市町以外の部数を加えてください。)

参 考

地域貢献計画書の策定について

地域貢献計画書の策定にあたっては、次の例示を参考とし、これらの例示に限らず地域の実情にあった計画としていただくよう求めています。

1 まちづくりへの協力

地域貢献担当窓口の設置、商工団体への加入、市町・商工団体の実施するまちづくりへの協力、地域づくりに取り組むNPO団体等への協力、地元の自治会等への協力、従業員の社会貢献活動の促進、関係市町等との協定締結 等

2 地域経済の活性化への協力

商店街実施イベント等への協力、県内事業者のテナント入居促進、県内事業者との取引促進、観光PR、地産地消の推進、県産品コーナー設置 等

3 地域での雇用確保への協力

県内からの優先雇用、安定的な雇用形態確保、障害者・高齢者の雇用促進、インターンシップの受入、ワーク・ライフバランスの推進 等

4 地域での安全・安心確保への協力

災害時の避難場所・緊急物資等の提供、地域の防災活動への参加、災害時のボランティア活動への支援、防災訓練への参加・協力、防犯・青少年非行防止・万引き防止対策の実施、 交通安全運動への参加・協力、救命救急・献血活動等への協力 等

5 少子・高齢化等対策の推進

ユニバーサルデザインによる店舗づくり、健康づくりの推進、子育ての支援、障害者・高齢者に配慮した取組実施、県・市町の少子・高齢化対策事業への協力、育児・介護休暇制度の活用促進 等

6 環境対策の推進

地球温暖化対策の実施、新エネルギーの導入、省エネルギー対策の推進、環境教育・環境 学習への協力、廃棄物抑制対策、リサイクル対策、環境美化活動の実施、緑化の推進、景観 形成・街並みづくりへの協力 等

7 核テナント撤退・店舗閉鎖時の対策

早期の情報提供、後継店の早期確保、従業員の雇用確保、閉鎖に伴う環境悪化防止等